

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次

- ◇告示 ひな白痢検査等の実施
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公安規則 幹部派出所・巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則

## 告示

### 鳥取県告示第四百七十一号

次のようにひな、白痢検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により鶏の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十年九月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

一	実施の目的	ひな、白痢予防のため
二	実施の区域	別表のとおり
三	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	鶏
四	実施の期日	別表のとおり
五	検査、注射の別及びその方法	ひな白痢急速凝集診断法
	別表	
	実施期日	実施場所
	十月 四日	八頭郡智頭町智頭 白間養鶏場
	" 十四日	那岐 小林 "
	" 十五日	南方 米井 "
	" "	船岡町下野 谷尾 "
	" "	上野 前田 "
	" "	橋本 藤田 "
	" 十七日	河原町佐貫 中村 "
	" "	中山 "
	" "	右近 "



二十八日 倉吉市上古川 宍戸 光好 横山 三浦

花田 太田 香川 山田 東伯郡東伯町保 横山 丸尾 榎田 倉吉市上古川 中土井 田中 牧田 幸本 東伯郡由良町妻波 坂本 大谷 宿見 東伯町槻下 盛山 関金町松河原 加藤(義)

三十一日

十一月一日 東伯町八橋 近藤 加藤(登) 加藤(薰)

赤碓町赤碓 森山 宮川 山口 今田 林原 石田 松田 加藤(博)

二日 赤碓町赤碓 森山 宮川 出上 佐伯 大栄町東園 田熊 北条町松神 奥谷

四日

### 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四十四号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年九月三十日

鳥取県教育委員会委員長 河合 弘道

一日時 昭和三十年十月四日午前十一時

一 場所 鳥取県教育委員会会議室

一 議題 定例報告

### 公安委員会規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、

別表 一

幹部派出所の名称、位置及び担任区域中

担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年九月三十日

鳥取県公安委員会委員長 寺谷 英太郎

鳥取県公安委員会規則第五号

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則(昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

鳥取県米子警察署	若桜警部派出所	八頭郡若桜町大字若	第十号から第十八号までの各巡査駐在所受持区域一円
鳥取県米子警察署	河原巡査部長派出所	八頭郡河原町大字河	第十九号から第二十二号までの各巡査駐在所受持区域一円
鳥取県米子警察署	淀江巡査部長派出所	江 西伯郡淀江町大字淀	第五十三号から第六十二号までの各巡査駐在所受持区域一円

光好	横山	二十八日	倉吉市上古川	六戸
三浦	花田	倉吉市上古川	太田	香川
山田	東伯郡東伯町保	横山	丸尾	榎田
東伯郡東伯町保	横山	倉吉市上古川	中土井	田中
幸本	牧田	倉吉市上古川	幸本	東伯郡由良町妻波
坂本	坂本	倉吉市上古川	坂本	大谷
宿見	宿見	倉吉市上古川	宿見	盛山
加藤(義)	加藤(義)	倉吉市上古川	加藤(義)	加藤(義)

加藤(博)	加藤(登)	加藤(薰)	東伯町八橋	近藤	松田	石田	林原	今田	山口	宮川	森山	鈴木	佐伯	田熊	奥谷	北条町松神	大栄町東園	出上	赤碓町赤碓	赤碓町赤碓	四日	二日	十一月一日	加藤(博)	加藤(登)	加藤(薰)	東伯町八橋	近藤	松田	石田	林原	今田	山口	宮川	森山	鈴木	佐伯	田熊	奥谷	北条町松神	大栄町東園	出上	赤碓町赤碓	赤碓町赤碓	四日	二日	十一月一日
-------	-------	-------	-------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-------	-------	----	-------	-------	----	----	-------	-------	-------	-------	-------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-------	-------	----	-------	-------	----	----	-------

### 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四十四号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年九月三十日

鳥取県教育委員会委員長 河合 弘道

- 一日時 昭和三十年十月四日午前十一時
- 一 場所 鳥取県教育委員会会議室
- 一 議題 定例報告

### 公安委員会規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、

別表 一

幹部派出所の名称、位置及び担任区域中

鳥取県米子警察署	若桜警部派出所	八頭郡若桜町大字若	第十号から第十八号までの各巡査駐在所受持区域一円
鳥取県郡家警察署	河原巡査部長派出所	八頭郡河原町大字河	第十九号から第二十二号までの各巡査駐在所受持区域一円
淀江巡査部長派出所	江	西伯郡淀江町大字淀	第五十三号から第六十二号までの各巡査駐在所受持区域一円

担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年九月三十日

鳥取県公安委員会委員長 寺 谷 英太郎

### 鳥取県公安委員会規則第五号

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

鳥取県郡家警察署	若桜警部派出所	八頭郡若桜町大字若	第十号から第十八号までの各巡査駐在所受持区域内一円
鳥取県倉吉警察署	河原巡査部長派出所	八頭郡河原町大字河	第十九号から第二十二号までの各巡査駐在所受持区域内一円
鳥取県米子警察署	神倉巡査部長派出所	東伯郡三朝町大字神	第二十六号及び第四十二号巡査駐在所受持区域内一円
	淀江巡査部長派出所	西伯郡淀江町大字淀	第五十三号から第六十二号までの各巡査駐在所受持区域内一円

に改める。

別表二

巡査駐在所、巡査派出所の名称、位置及び受持区域中

鳥取	倉吉	吉	警	署	鳥取	八	七	七	八	九	一〇	一一	一二
						福吉町	福吉町	福吉町	福吉町	福吉町、二丁目	福吉町、二丁目	西倉吉	西倉吉
						葵町、魚町、仲ノ町	葵町、魚町、仲ノ町	新町二、三丁目、東仲町	新町二、三丁目、東仲町	福吉町、二丁目	西岩倉町、東岩倉町、西町、西仲町	西倉吉	西倉吉
						越殿町、魚町、仲ノ町	越殿町、魚町、仲ノ町	新町二、三丁目、東仲町	新町二、三丁目、東仲町	越殿町、二丁目	瀬崎町、越中町	西倉吉	西倉吉
						越殿町、廣瀬町、銀治町一丁目	越殿町、廣瀬町、銀治町一丁目	新町二、三丁目、東仲町	新町二、三丁目、東仲町	越殿町、廣瀬町、銀治町一丁目	越殿町、越中町	西倉吉	西倉吉

鳥取県倉吉警察署

九	福吉町	福吉町	福吉町、二丁目
一〇	福吉町	福吉町	西岩倉町、東岩倉町、西町、西仲町
一一	福吉町	福吉町	瀬崎町、越中町
一二	福吉町	福吉町	越殿町、廣瀬町、銀治町一丁目

鳥取県倉吉警察署

二六	高橋	大字高橋	神倉、大字吉田、高橋、西小鹿、東小鹿、西尾
----	----	------	-----------------------

鳥取県倉吉警察署

二六	高橋	大字高橋	大字吉田、高橋、西小鹿、東小鹿、西尾
----	----	------	--------------------

鳥取県倉吉警察署

四一	泊村	泊村大字泊	泊村
----	----	-------	----

鳥取県倉吉警察署

四一	泊村	泊村大字泊	泊村
四二	神倉巡査部長派出所	三朝町大字神倉	三朝町のうち、大字神倉、中津

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十年九月十四日から適用する。